定期契約同意契約書

第1条（定期契約同意契約書）

乙は甲との間に、同意し契約を結んだことを合意する。

第2条（信用保持）

甲または乙は、双方に信用・名誉・イメージまたはブランド価債を殴損し又はこれらに悪影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

第３条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1ヶ月とし、自動更新されるものとする。

但し双方から異議が成されない場合は、本契約は同一条件にてさらに1ヶ月延長されるものとし、それ以降も同様とする。終了原因の如何に関わらず、本契約終了後も本条及び第7条、第8条、第9条の定めは有効に存続するものとする。尚、中途解約を行う場合は、甲は乙に中途解約金として翌月会費1ヶ月分を支払うものとする。また中途解約金の支払い期限については、契約撤回を申し出た日より10日以内とする。

第４条（費用）

１甲は乙に対して、本件業務契約として、費用代月額金9,980円（税込）を

支払うものとする。

２支払いは一括とし、費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。

また、金融機関の口座に振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。

３契約日より1ヵ月後を期限とする。

４甲が本契約に基づく費用の支払いを怠った際は、年14.6%の割合（年365日の日割計算）

による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第５条（通知義務）

甲及び乙は以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙に対し、予めその旨を

書面又は電子メール及びSNSにて通知しなければならない。

１個人及び法人の名称又は商号の変更

２代表者の変更

３個人及び法人の本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第６条（相殺）

乙は、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき乙が甲に対して

負担する債務と、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき

乙が甲に対して有する債権を、その債権債務の履行期限の如何にかかわらず

いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第７条（機密保持）

１甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として

保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、

その他一切の業務上報（本契約の内容を含む）につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び

譲渡等の処分を行ってはならず、また開示漏洩してはならない。

ただし、次の各号に該当するものと証明できる場合はこの限りではない。

1. 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの。

又はその後自らの責めによらず公知公用になったもの。

1. 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び

取得する以前に既に知得していた情報。

1. 取得した後に自己の責によることなく、公知公用となった情報。
2. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
3. 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。
4. 独自に開発した情報。

２前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第８条（損害賠償責任）

甲又は乙が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、

相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。

尚、この場合における損害賠償金100万円を基準額とする。

第９条（紛争解決事項）

１本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って

協議決定ないしは解決するものとする。

２委託者及び受託者は、国内外の諸法令、諸規則を遵守しこれに従うものとし、

本契約の準拠法は日本法とする。

３万が一協議の整わざる場合は、大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、各自記名捺印の上、それぞれその1通を

保有する。

2021年　4月　　28日

（1）甲

住所　〒541−0054

　　　大阪府大阪市中央区南本町4−3−16　ブランズタワー御堂筋本町2307

名前　酒井　寛至

電話番号　090−2019−2296

（2）乙

住所　AXIS株式会社

大阪府門真市沖町17−22

名前　代表取締役石田敏彦

電話番号　070−4007−8394